控訴状の提出について

1 提出先

控訴状の提出先は、判決を言渡した第1審裁判所です。控訴状記載の宛先である高等裁判所に直接提出することはできませんのでご注意ください。

2 控訴期間

控訴状は、判決書の送達を受けた日から2週間以内(必着)に提出しなければなりません。

3 手数料

手数料(印紙額)は、原則として、第1審の訴え提起手数料の1.5倍です。

4 予納郵便切手

期日呼出しなどに必要な郵便切手を予納する必要があります。内訳(相手方1名の場合)は以下のとおりです。

(内訳)

合計 6 6 0 0 円 (5 0 0 円 × 6 枚 ・ 2 1 0 円 × 6 枚 ・ 1 0 0 円 × 6 枚 ・ 8 4 円 × 10 枚 ・ 5 0 円 × 10 枚 ・ 2 0 円 × 10 枚 ・ 1 0 円 × 10 枚 ・ 5 円 × 10 枚 ・ 2 円 × 20 枚 ・ 1 円 × 10 枚)

5 主な添付書類

控訴状の副本(相手方の人数と同じ通数)

資格証明書(当事者が法人の場合)